

別添

毒物及び劇物取締法 Q & A

質問一覧

1. 毒物劇物の該当性に関すること

- 問1 特定の製品が毒物又は劇物に該当するかどうか知りたいのですが？
- 問2 毒物又は劇物に指定されている物質を知りたいのですが、どこで確認できますか？
- 問3 「製剤」とは何ですか？
- 問4 メタノールを含有する製剤は劇物になりますか？
- 問5 「〇〇を含有する製剤」と規定されている物質の場合、濃度がどんなに薄くても毒物又は劇物と見なされますか？
- 問6 不純物として毒物又は劇物を含有している薬品があるのですが、毒物又は劇物と見なされますか？
- 問7 化学物質の構造式の側鎖が $R-N-C\equiv N$ 、 $R-O-C\equiv N$ 又は $R-S-C\equiv N$ である化合物について、有機シアン化合物に該当するか、教えてください。

2. 毒物劇物営業者の登録に関すること

- 問1 毒物又は劇物を輸入したいのですが、登録が必要ですか？
- 問2 毒物又は劇物を輸出したいのですが、登録が必要ですか？
- 問3 毒物又は劇物を原料とした製品を製造しているのですが、登録が必要ですか？
- 問4 毒物又は劇物を使用する業務を行っているのですが、登録が必要ですか？
- 問5 毒物劇物営業者の登録を行いたいのですが？

3. 毒物劇物の輸入に関すること

- 問1 輸入しようとしている製品が毒物及び劇物取締法に抵触していると言われ、通関できないのですが？
- 問2 自社で使用する目的で毒物又は劇物を輸入したいのですが？

(参考) 登録申請手続きまでの手順

1. 毒物劇物の該当性に関すること

問1 特定の製品が毒物又は劇物に該当するかどうか知りたいのですが？

(答)

物質名又はケミカルアブストラクツ（CAS）番号で毒物及び劇物の検索を行えるデータベースを用意していますので、ご利用下さい。

<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki.html>

また、申請者用システムをお使いのパソコンにインストールすることにより、検索を行うこともできます。（ご使用にあたり、必要とされる性能やソフトウェアがあります。詳しくは下記URLの情報をご確認ください。）

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/denshi/shinsei.html>

上記により判断がつかない場合は、厚生労働省又は営業所等の所在する都道府県等自治体までお問い合わせ下さい。

ふくしま県民生活の安全確保課

ふくしま県民生活の安全確保課

ふくしま県民生活の安全確保課 (管内)

1. 毒物劇物の該当性に関すること

問2 毒物又は劇物に指定されている物質を知りたいのですが、どこで確認できますか？

(答)

毒物に指定されている物質については、

(1) 毒物及び劇物取締法別表第1 及び

(2) 毒物及び劇物取締法施行令第1条

劇物に指定されている物質については、

(3) 毒物及び劇物取締法別表第2 及び

(4) 毒物及び劇物取締法施行令第2条

に規定されています。これらの条文については、以下のホームページより確認できます。

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

(電子政府の総合窓口 法令データ提供システム)

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html>

(厚生労働省 厚生労働省法令等データベースサービス)

1. 毒物劇物の該当性に関すること

問3 「製剤」とは何ですか？

(答)

概ね、以下の概念を満たすものを「製剤」と見なしています。

- (1) 薬剤又はこれに類するもので、物質的機能を利用するもの
- (2) 希釈、混合、粉碎、ろ過等を含む調整行為が加えられたもの
- (3) 当該成分を利用する意図をもって調整されたもの

これに対し、以下のものは一般には当該成分の「製剤」とは見なしません。

- (1) 器具、器機、用具といった概念でとらえられるもの

例：水銀体温計、自動車用バッテリー、劇物たる塗料で塗装された器具、器機類

- (2) 使用済みの廃液等、廃棄されたもの
- (3) 毒物又は劇物を不純物として含有しているもの

判断がつかない場合は、厚生労働省又は営業所等の所在する都道府県等自治体までお問い合わせ下さい。

1. 毒物劇物の該当性に関すること

問4 メタノールを含有する製剤は劇物になりますか？

(答)

メタノールは現在のところ原体※のみが劇物に指定されています。従って、メタノールを含有する製剤は劇物には該当しません。トルエン、キシレン、酢酸エチル、メチルエチルケトン等も同様です。

※原体

「原体」とは、原則として化学的純品を指すものですが、製造過程等に由来する不純物を含むもの、あるいは純度に影響のない程度に香を付け、又は着色したものは原体と見なされます。

1. 毒物劇物の該当性に関すること

問5 「〇〇を含有する製剤」と規定されている物質の場合、濃度がどんなに薄くても毒物又は劇物と見なされますか？

(答)

毒物及び劇物指定令において「〇〇を含有する製剤」と規定されている物質で、濃度の指定がない場合には、当該物質を含有する製剤はその濃度によらず毒物又は劇物と見なされます。ただし、毒物又は劇物たる成分を含有していたとしても、当該成分が製造過程等に由来する不純物の場合は毒物又は劇物の対象物とは見なしません。

1. 毒物劇物の該当性に関すること

問6 不純物として毒物又は劇物を含有している薬品があるのですが、毒物又は劇物と見なされますか？

(答)

毒物又は劇物たる成分を含有していたとしても、当該成分が製造過程等に由来する不純物として存在する場合は、毒物又は劇物の対象物とは見なしません。

1. 毒物劇物の該当性に関すること

問7 化学物質の構造式の側鎖が $R-N-C\equiv N$ 、 $R-O-C\equiv N$ 又は $R-S-C\equiv N$ である化合物について、有機シアン化合物に該当するか、教えてください。

(答)

化学物質の構造式の側鎖が、 $R-N-C\equiv N$ 、 $R-O-C\equiv N$ 、 $R-S-C\equiv N$ である化合物については、有機シアン化合物には、該当しない。

なお、物質ごとに毒性が異なることから、「毒物劇物の判定基準」より毒物若しくは劇物相当と判断される物質については、事業者から毒性データの提示に御協力いただきたい。

2. 毒物劇物営業者の登録に関すること

問1 毒物又は劇物を輸入したいのですが、登録が必要ですか？

(答)

販売又は授与を目的として輸入する場合には、毒物及び劇物取締法に基づく登録が必要となりますので、営業所等の所在する都道府県庁等の薬務主管課にお問い合わせ下さい。

自社製品の原料として全量自家消費したり、試験研究、社内見本用として使用する場合には、地方厚生局より薬監証明を受けることで通関させることが可能です。詳細は地方厚生局にお問い合わせ下さい。

(1) 函館税関、東京税関及び横浜税関で通関されるもの

関東信越厚生局

〒330-9713

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

電話：048-740-0800

(2) 名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関で通関されるもの

近畿厚生局

〒540-0011

大阪府大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル7階

電話：06-6942-2492

(3) 沖縄地区税関で通関されるもの

九州厚生局沖縄麻薬取締支局

〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15

電話：098-854-2584

2. 毒物劇物営業者の登録に関すること

問2 毒物又は劇物を輸出したいのですが、登録が必要ですか？

(答)

輸出については、毒物及び劇物取締法に基づく登録は必要ありません。ただし、輸出に際し、国内の他の事業者等に販売又は譲渡を行う場合には、販売業の登録が必要になります。

2. 毒物劇物営業者の登録に関すること

問3 毒物又は劇物を原料とした製品を製造しているのですが、登録が必要ですか？

(答)

製造した製品が毒物又は劇物でない場合は、当該製品に対する登録の必要はありません。

2. 毒物劇物営業者の登録に関すること

問4 毒物又は劇物を使用する業務を行っているのですが、登録が必要ですか？

(答)

販売又は譲渡を目的とした製造、輸入、販売ではなく、専ら自身の業務上の目的のために毒物又は劇物を使用している場合には、登録は必要ありません。例えば以下のような場合には登録は必要ありません。

例1：製造原料として毒物又は劇物を使用する場合

例2：試験研究又は分析の目的で毒物又は劇物を使用する場合

例3：毒物又は劇物に該当する農薬、洗浄剤、接着剤、塗料その他の製品を自身の業務上の目的で使用・消費する場合。

2. 毒物劇物営業者の登録に関すること

問5 毒物劇物営業者の登録を行いたいのですが？

(答)

毒物劇物営業者の登録は、登録を行う営業所等が所在する都道府県、保健所設置市、特別区（又はその管下の保健所）にて承っていますので、各受付機関にご相談下さい。

3. 毒物劇物の輸入に関すること

問1 輸入しようとしている製品が毒物及び劇物取締法に抵触していると言われ、通関できないのですが？

(答)

輸入しようとしている製品が毒物又は劇物に該当する場合、そのままでは通関できません。以下の手続を行って下さい。

(1) 販売又は授与の目的で輸入する製品の場合

毒物及び劇物取締法に基づく輸入業の登録が必要となります。登録を取得していない場合、又は輸入業の登録を取得していても、輸入品に相当する品目を登録していない場合には、登録を受けるまで輸入ができません。登録の取得については貴社営業所の所在する都道府県等自治体にお問い合わせ下さい。

(2) 販売又は授与目的以外で輸入する製品の場合

自社製品の原料として全量自家消費したり、試験研究、社内見本用として使用する場合には、地方厚生局より薬監証明を受けることで通関させることが可能です。詳細は地方厚生局にお問い合わせ下さい。

(1) 函館税関、東京税関及び横浜税関で通関されるもの

関東信越厚生局

〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

さいたま新都心合同庁舎1号館7階

電話：048-740-0800

(2) 名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関で通関されるもの

近畿厚生局

〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋1-1-22

大江ビル7階

電話：06-6942-2492

(3) 沖縄地区税関で通関されるもの

九州厚生局沖縄麻薬取締支局

〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15

電話：098-854-2584

3. 毒物劇物の輸入に関すること

問2 自社で使用する目的で毒物又は劇物を輸入したいのですが？

(答)

自社製品の原料として全量自家消費したり、試験研究、社内見本用として使用する場合には、地方厚生局より薬監証明を受けることで通関させることが可能です。詳細は地方厚生局にお問い合わせ下さい。

(1) 函館税関、東京税関及び横浜税関で通関されるもの

関東信越厚生局

〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

さいたま新都心合同庁舎1号館7階

電話：048-740-0800

(2) 名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関で通関されるもの

近畿厚生局

〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋1-1-22

大江ビル7階

電話：06-6942-2492

(3) 沖縄地区税関で通関されるもの

九州厚生局沖縄麻薬取締支局

〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15

電話：098-854-2584

(参考) 登録申請手続きまでの手順

1. 以下のURLを参考に、毒物劇物の該当性を確認する。

(電子政府の総合窓口 法令データ提供システム)

・毒物及び劇物取締法 (別表第1～3参照)

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%93%c5%95%a8%8b%79%82%d1%8c%80%95%a8&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S25H0303&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

・毒物及び劇物指定令

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8e%77%92%e8%97%df&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S40SE002&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

(※注1) 名称の付け方は、概ね以下の3通りです。

- ・ A → 原体Aのみが毒物劇物に該当
- ・ A及びこれを含有する製剤 → Aが少しでも含まれていれば毒物劇物に該当
- ・ A及びこれを含有する製剤。ただし〇%以下を含有する製剤を除く。
→ Aが〇%を超えて含まれていれば毒物劇物に該当

(※注2) 以下のURLから、毒物劇物の該当性を簡易的に検索することができます。(必ずしも全ての毒物劇物を検索できるわけではないので、法令も併せてご確認ください。)

(国立医薬品食品衛生研究所 毒物劇物の検索)

<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugekisearch.html>

(製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム)

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

2. 毒物劇物に該当する場合、営業所等の所在する都道府県等自治体にて登録申請手続きを行う。

・都道府県等自治体の連絡先

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/denshi/shinsei/090723uketukekikan.pdf>